

# 岐阜県公報

## 目次

人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

## 人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十七号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則(昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「六月」を「十二月」に改める。

第八条の二の見出し中「者」を「もの」に改め、同条各号列記以外の部分中「者」を「もの」に改める。

第十一条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ十第一項又は第二項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第四項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。

第十七条第二項及び第十八条第一項中「六月」を「十二月」に改める。

第二十一条第一項及び第二項中「期間内」の下に「(在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年の期間内)」を加える。

第二十一条の二三項及び第二十二條第三項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ十第一項又は第一項に規定す

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成十九年九月二十八日

る期間内に」及び「又は失業保険金」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第十一条第二項から第四項まで、第二十一条の二第三項及び第二十二条第三項の改正規定は、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日から施行する。

平成十九年九月二十八日印刷  
平成十九年九月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県岐阜市

印刷者  
印刷所  
定価  
（送料共（消費税二、二八六円を含む））

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
四八、〇〇〇円  
岐阜文芸社